



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年2月15日火曜日 第282号

### ◇ 目 次 ◇

- 都市計画事業の認可.....（都市整備課） .....46
- 道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....（東予地方局管理課） .....46
- 道路の区域変更（県道美川内線）.....（中予地方局久万高原土木事務所） .....46

### 公 告

- 広報紙の印刷及び配布業務の委託.....（広報広聴課） .....47
- 愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....（スマート行政推進課） .....48

### 教育委員会告示

- 愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財の保持者の認定並びに愛媛県指定史跡の指定.....（文化財保護課） .....49

### 公営企業告示

- 指定納付受託者の指定.....（公営企業管理局総務課） .....49

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

なお、事業地の全部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、併せて告示する。

令和4年2月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 施行者の名称  
松山市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

3・2・3号 来住余戸線

- 3 事業施行期間

令和4年2月15日から

令和14年3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

愛媛県松山市北土居二丁目、今在家四丁目及び来住町地内

- (2) 使用の部分

なし

- 5 収用又は使用の手続が保留される事業地の範囲

愛媛県松山市北土居二丁目、今在家四丁目及び来住町地内

#### ○愛媛県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目甲4981番5	令和4年2月15日

#### ○愛媛県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川2461番2地先から同町黒藤川2536番2地先まで	旧	メートル 4.3~8.0	キロメートル 0.240	
		上浮穴郡久万高原町黒藤川2464番5から同町黒藤川2536番3まで	新	7.7~57.9	0.240	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年2月15日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、一部当たりの単価とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報プロモーショングループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2241

- (2) 入札書の受領期限

令和4年3月25日（金）午後5時15分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）により提出

すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から令和4年3月11日（金）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年3月29日（火）午前11時00分

愛媛県庁第二別館1階企画振興部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

令和4年3月11日（金）午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers, 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 25 March 2022
- (3) For further information, please contact: Public Relations Section, Public Relations Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho,

Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
Tel 089-912-2241

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託

#### (2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
端末ログ記録管理システム利用支援業務 一式  
テレワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

#### (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

#### (4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

#### (6) 入札方法

(ア) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ISO27001の認証を取得している者であること。

(3) 本委託業務と同程度以上のネットワークシステム及び仮想環境におけるサーバ等の運用管理・支援及び利用支援業務の提供に関して十分な実績を有し、入札参加資格確認申請書の提出により適切かつ確実に委託業務が開始できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあつては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912-2289

#### (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、令和4年3月25日（金）から令和4年3月29日（火）午前9時59分までの電子入札システム稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、令和4年3月25日（金）から令和4年3月29日（火）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、令和4年3月29日（火）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

#### (4) 開札の日時及び場所

令和4年3月29日（火）午前10時

愛媛県庁本館1階 システム設計室

### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあつては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

#### イ 確認申請書の受領期間

(ア) 電子入札による場合は、令和4年2月15日（火）から令和4年3月7日（月）午後5時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、令和4年2月15日（火）から同

年3月7日（月）午後5時までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

ウ 郵送等による確認申請書の取扱い

郵送等により確認申請書を提出する場合は、令和4年3月7日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Operation management and Use support service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set  
Operation management and Use support service for Agricultural Engineering System, 1 set  
Operation management and Use support service for Public Works System, 1 set  
Use support service for Device Log Management System, 1 set  
Operation management and Use support service for Telework System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 29 March 2022
- (3) For further information, please contact: Smart Administrative Computerization Group, Smart Administrative Promotion Division, Digital Strategy Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
Tel 089-912-2289

### 教育委員会告示

#### ○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項、第26条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財に指定し、愛媛県指定無形文化財に指定し、及び当該無形文化財の保持者に認定し、並びに愛媛県指定史跡に指定する。

令和4年2月15日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
鉄袖獅子	松山市東野四丁目661番地	松山市東野四丁目661番地 宗教法人東山神社	1対

2 指定する無形文化財及び認定する無形文化財の保持者

名 称	保 持 者		
	氏 名	生年月日	住 所
刀剣製作技術	玉岡俊行	昭和24年9月26日	松山市新石手231番地

3 指定する史跡

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
笠置峠古墳	西予市宇和町岩木2101番のうち実測2,015.6平方メートル 八幡浜市釜倉3番耕地208番のうち実測671.917平方メートル (以上2筆について、実測部分は次の実測図に示す部分に限る。)	西予市宇和町財産区 岩木部落	1基

次の実測図は省略し、その実測図を愛媛県教育委員会及び西予市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

### 公営企業告示

#### ○愛媛県公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年2月15日

愛媛県公営企業管理者 山口 真司

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指 定 年月日
株式会社愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7	愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月20日条例第37号）に規定する病院の料金	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	令和4年 1月19日
株式会社ジャックス	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月20日条例第37号）に規定する病院の料金	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	令和4年 1月21日